

第 2 回検討会における検討の視点と主な意見

2021年 3 月11日

再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会

はじめに

脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの最大限の導入が求められている中において、風力発電の実施に当たり、あらかじめ、事業に係る適正な環境配慮を確保すること、事業者が地域の住民や地方公共団体等の意見を聞いてその理解を得られるよう努めることにより、地域の理解と受容が進み、環境と調和した形での風力発電の立地の促進が図られるのではないかと。

- **環境配慮と風力発電導入促進の両立が重要。** 環境影響評価は、事業の地域受容性を高め、環境影響を避ける重要なプロセス。

参考:環境影響評価法の対象事業について（風力発電所）

環境影響評価法 第二条第二項

この法律において「第一種事業」とは、次に掲げる要件を満たしている事業であつて、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。次項において同じ。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

環境影響評価法 第二条第三項

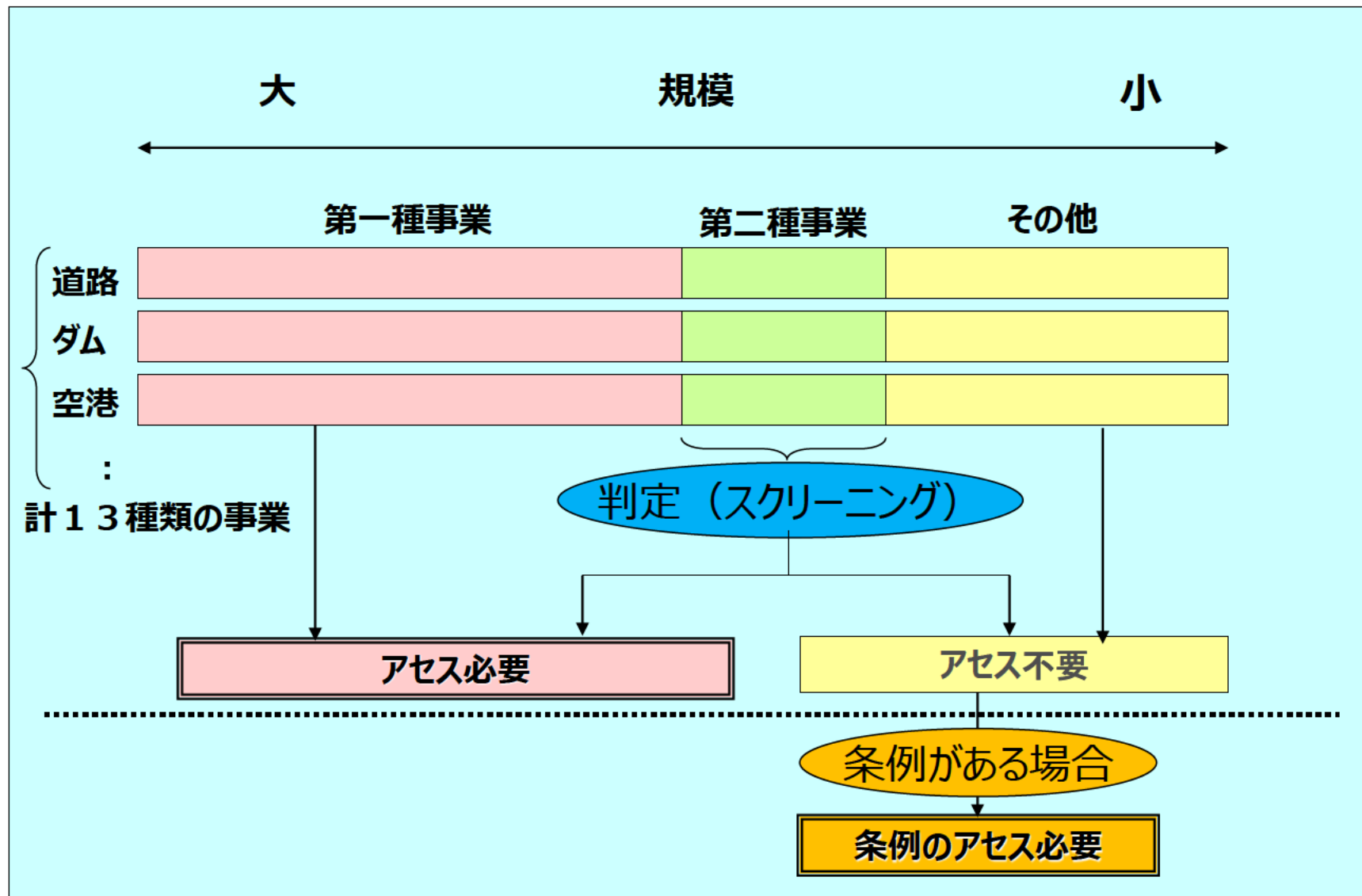
この法律において「第二種事業」とは、前項各号に掲げる要件を満たしている事業であつて、第一種事業に準ずる規模（その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。）を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）を第四条第一項各号に定める者が同条の規定により行う必要があるものとして政令で定めるものをいう。

環境影響評価法 施行令 第六条

法第二条第三項の政令で定める数値は、0.75とする。

事業の種類	第一種事業の要件	第二種事業の要件
法第二条第二項 第一号ホに掲げる 事業の種類	出力が一万キロワット以上である風力発電所の 設置の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット 未満である風力発電所の設置の工事の事業
	出力が一万キロワット以上である発電設備の新 設を伴う風力発電所の変更の工事の事業	出力が七千五百キロワット以上一万キロワット 未満である発電設備の新設を伴う風力発電所 の変更の工事の事業

参考:環境影響評価法・条例について



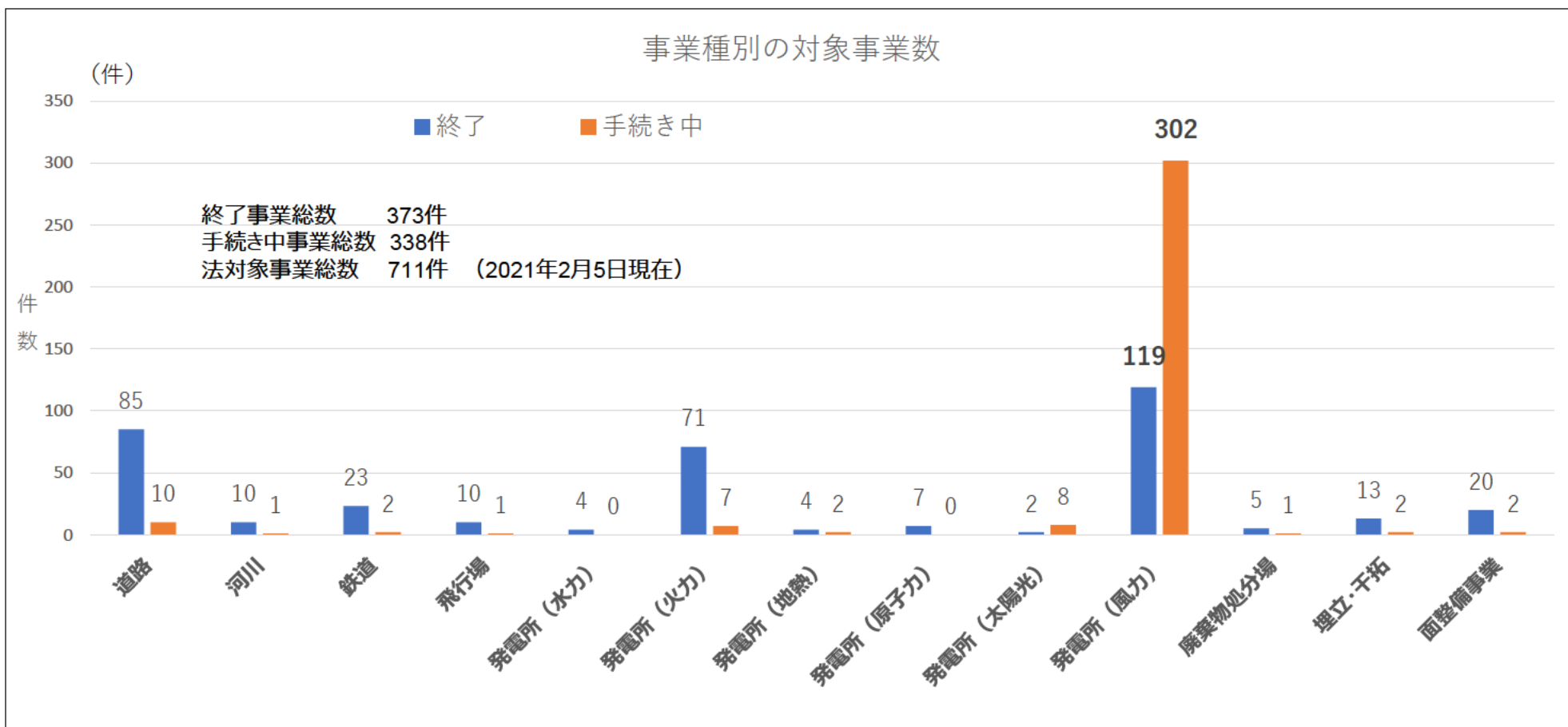
風力発電における「著しい環境影響のおそれがある事業」について どのように考えるべきか。

①風力発電の環境影響の程度は、事業規模よりも立地する場所に依拠する度合いが大きいとの指摘がされる中、現行法においては事業規模数値により著しい環境影響のおそれがある事業かどうかを判断し、環境影響評価手続を義務付ける仕組みとなっている。「著しい環境影響のおそれ」があるものとして、第一種事業として規定する風力発電の規模はどうあるべきか。

- **規模よりも立地に左右される（小規模でも著しい影響のおそれがある）風力発電の影響特性を考慮した規模要件の検討が必要。**
- **第一種事業の要件を5万kW以上とする場合、その合理的な説明が必要。**
- **法に基づく環境影響評価では、他事業等に比べ風力発電所の件数が多いなど、他事業に比べて特徴的。**

参考:環境影響評価法の対象事業種別の手続き実施状況

- 環境影響評価法（平成11年施行）に基づき、これまでに711件の事業が手続きを実施。
- 風力発電所は平成24年に対象事業に追加され、手続終了が119件、手続中が302件。

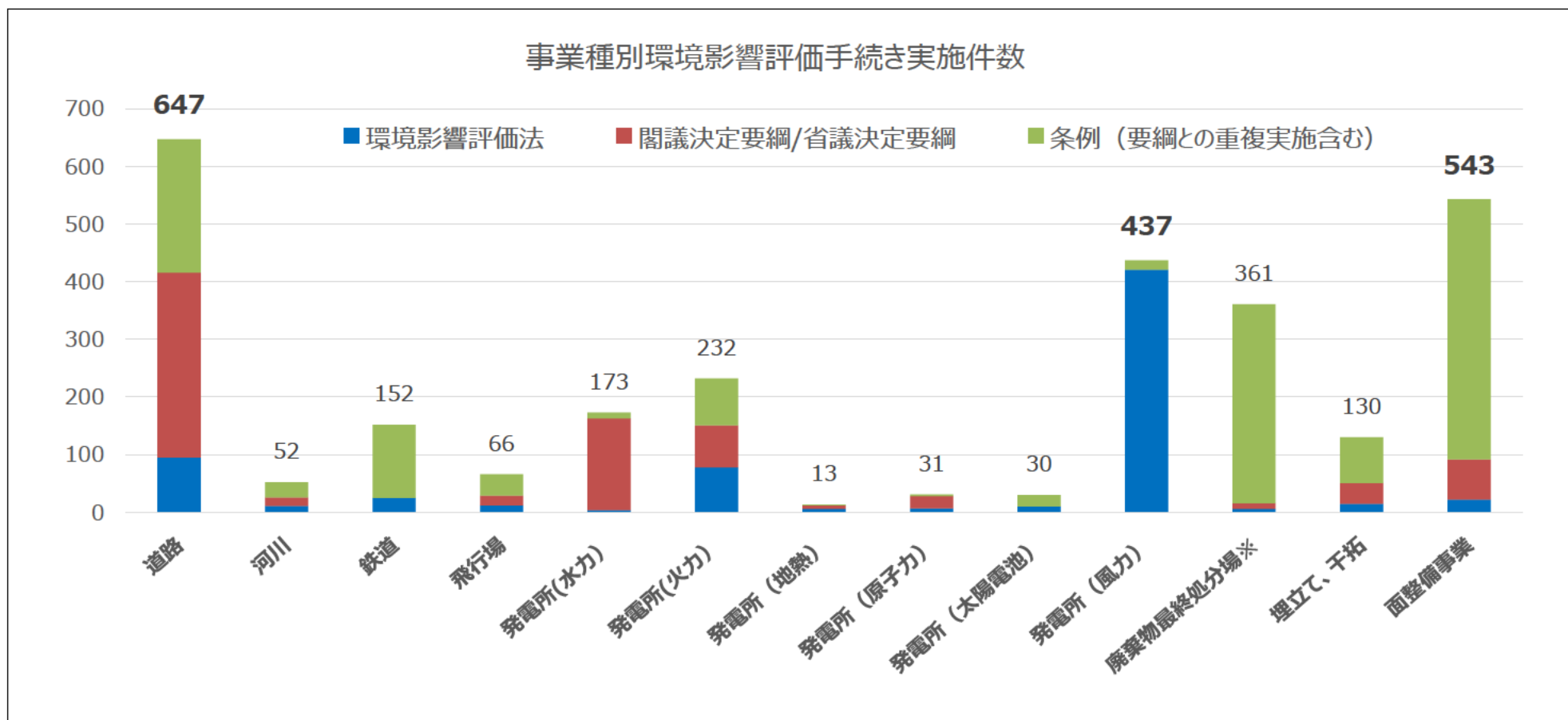


※環境影響評価支援ネットワークの環境影響評価事例の条件検索による（2021年2月5日閲覧）

※終了は、環境影響評価書手続き終了（報告書提出を含む）、事業廃止、第2種事業で環境影響評価を行わなかったものを含む

参考:環境影響評価（閣議要綱・法・条例）の対象事業種別の手続き実施状況

- 環境影響評価法施行以前の要綱等に基づく環境影響評価を含めた実施状況をみると、道路、面整備事業の件数が多い。



※環境影響評価支援ネットワークの環境影響評価事例の条件検索による（2021年2月4日閲覧）

※廃棄物最終処分場の条例の区分には廃棄物処理施設を含む

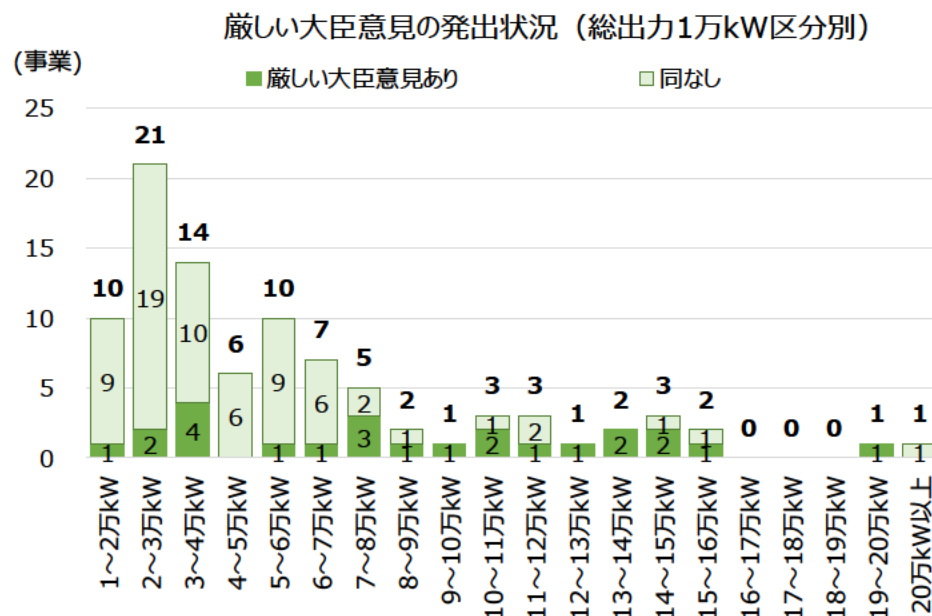
風力発電における「著しい環境影響のおそれがある事業」について どのように考えるべきか。

②第一種事業の規模要件の設定について、基礎とすべき考え方、データはどのようなものか。

- 厳しい大臣意見は、「著しい環境影響」の一つの指標。厳しい大臣意見の内容等の分析が必要。また、小規模なものでも厳しい大臣意見が述べられていることは無視できない。
- 事後調査結果から影響の内容・程度を分析することが必要。
- 規模の大きさを判断する指標として改変面積は重要な指標。改変面積では、どんな土地の改変であるか（森林の改変面積等）や、風車の壁として影響を及ぼす縦方向の障壁の度合いなども考慮すべき。
- 現在の規模要件設定時に参照された事項にも留意すべき。（改変面積、カバー率等）

参考:厳しい環境大臣意見の発出状況

- 調査対象とした準備書92件※1のうち、「厳しい環境大臣意見※2」を述べたものは24件（26%）。
- 総出力が増加するにつれて、厳しい環境大臣意見を述べた割合が高い傾向にある。
- ただし、総出力が比較的小さい事業であっても、厳しい環境大臣意見を述べたものがある。
- 厳しい大臣意見の内容は、猛禽類や渡り鳥といった鳥類に関するものが多く、規模にかかわらず含まれている。



※「1~2万kW」は、1万kW以上2万kW未満を意味する（以降同様）

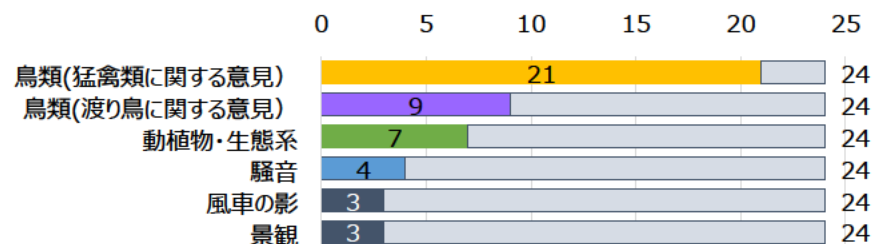
※1 2012年10月以降に公告・縦覧開始された準備書92件（廃止・第2種事業を除く、洋上除く）

※2 「厳しい大臣意見」…環境大臣意見内容が、対象事業実施区域の除外、配置取りやめ、離隔、追加調査を求めるもの

厳しい大臣意見が付いた割合（5万kW区分別）

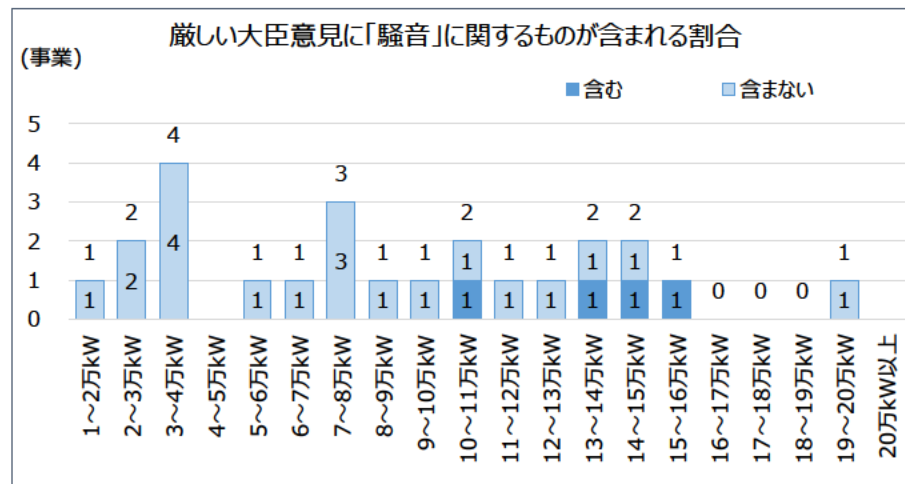
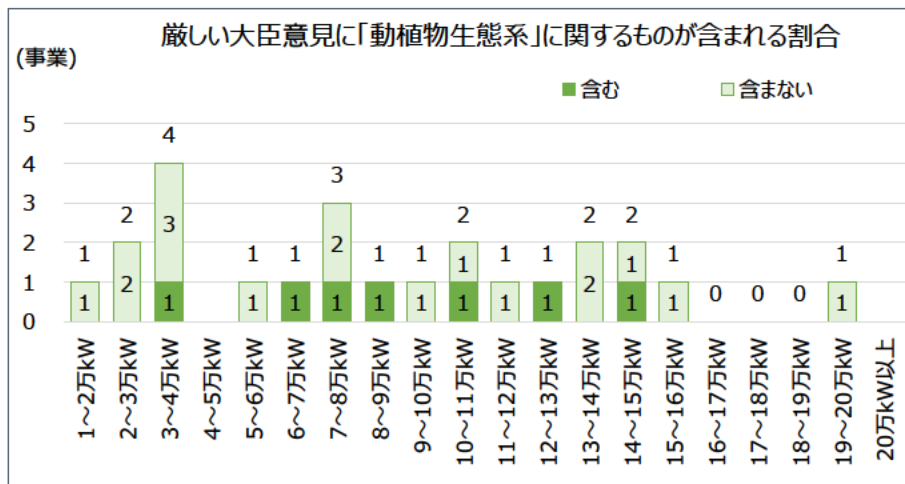
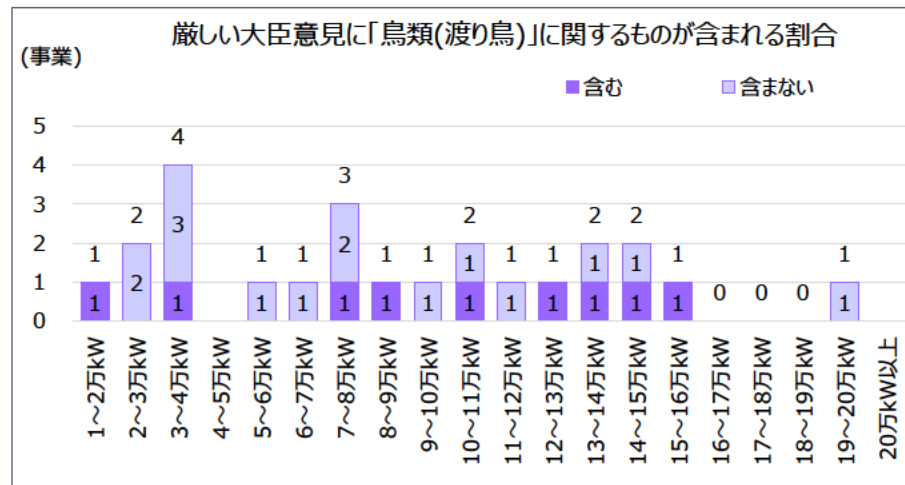
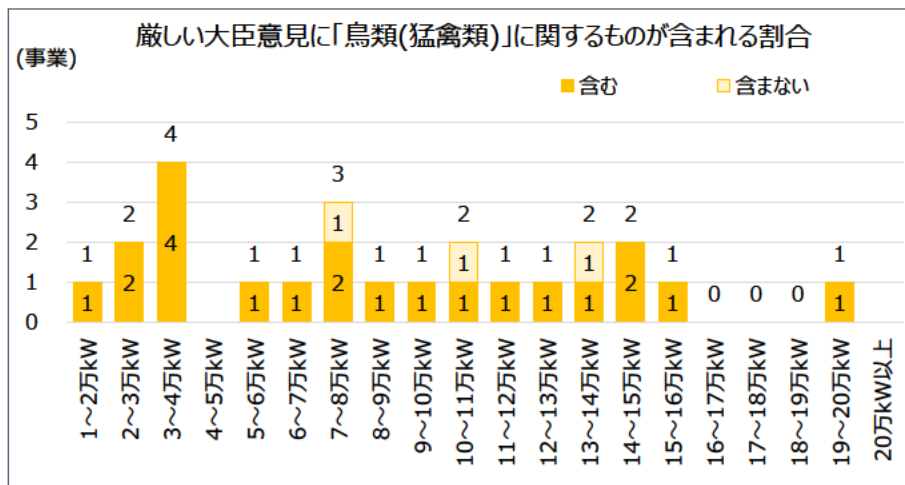
	～5万kW	5～10万kW	10～15万kW	15万kW～	全体
事業数 ①	51	25	12	4	92
厳しい意見あり ②	7	7	8	2	24
厳しい意見なし	44	18	4	2	68
厳しい意見の割合 (②/①)	14%	28%	67%	50%	26%

厳しい意見のついた24事業における厳しい意見の内容



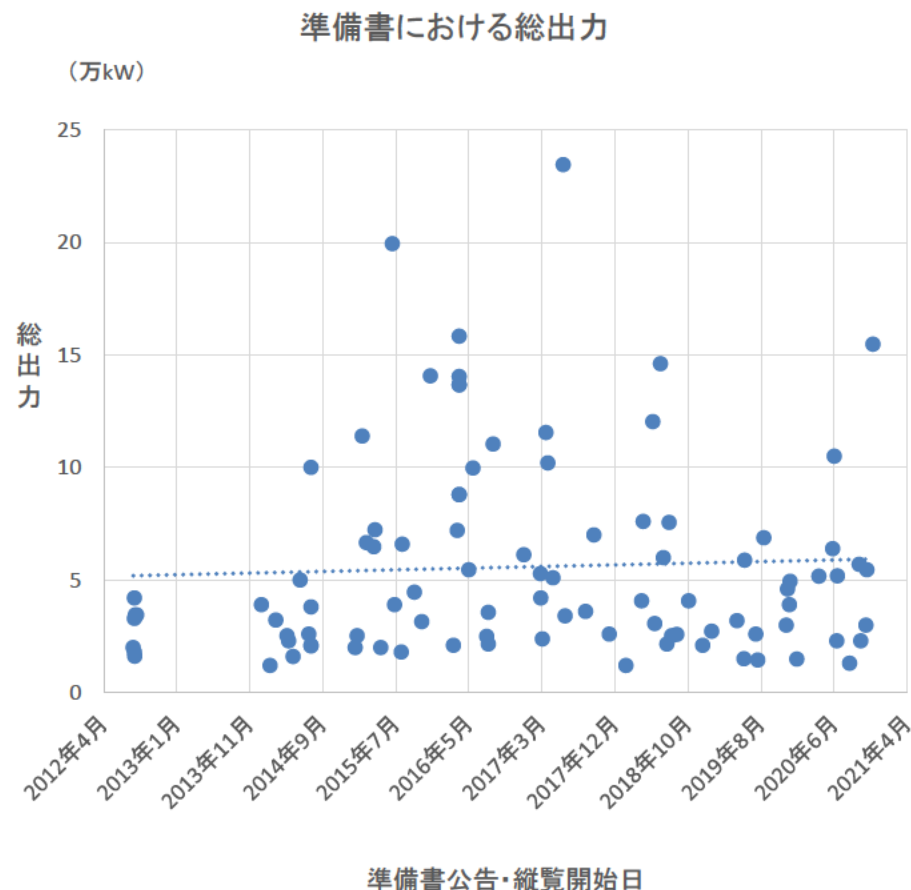
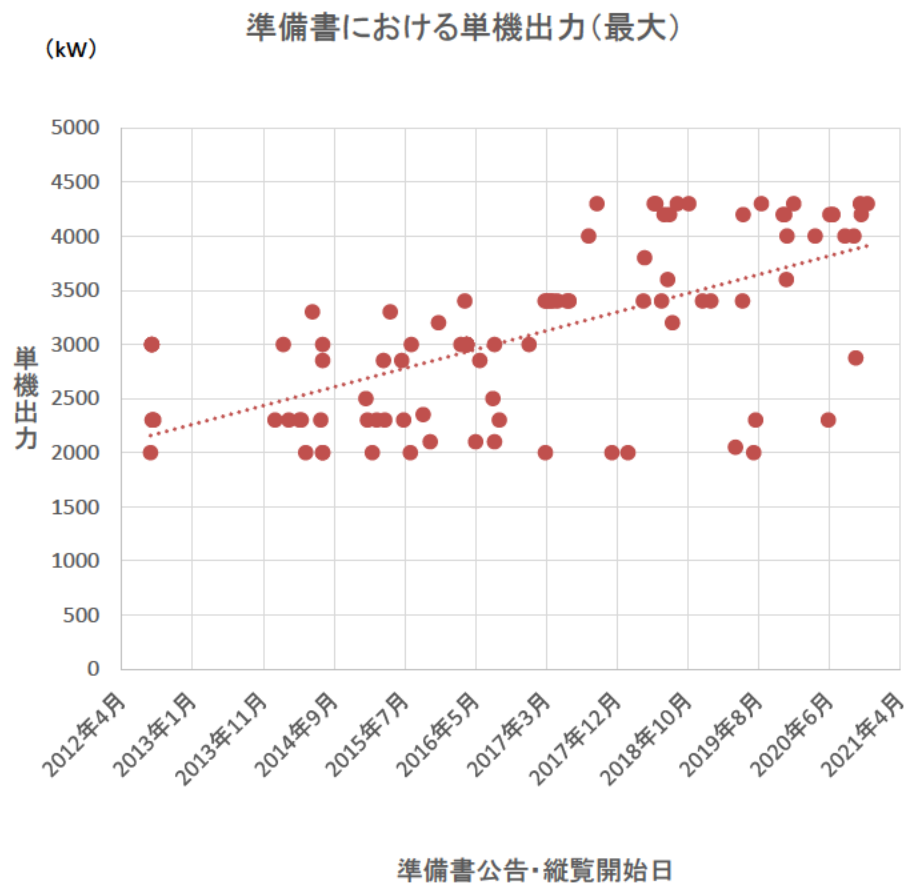
※「動植物・生態系」は、「動植物」、「生態系」等の包括的な記述、もしくは特定の分類群（魚類等）として言及があったもの

参考:厳しい環境大臣意見の発出状況



参考：環境影響評価準備書でみる単機出力と総出力の推移

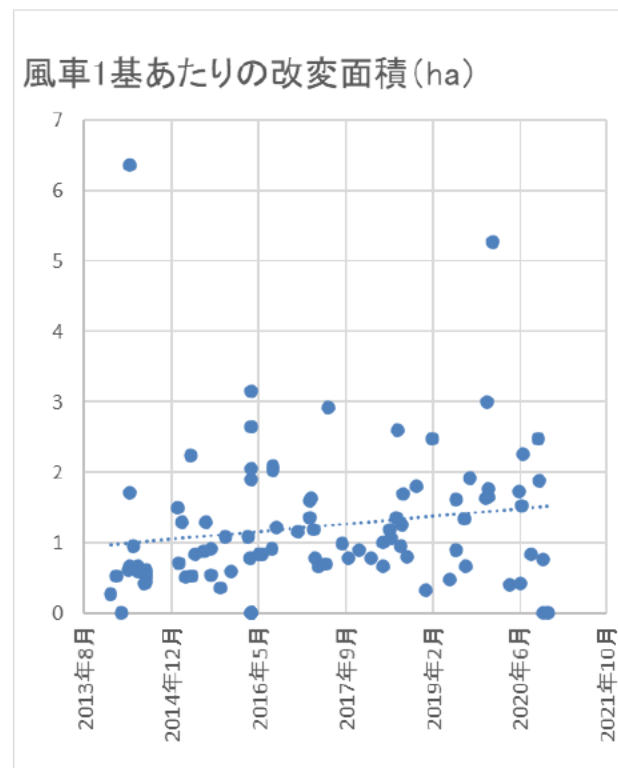
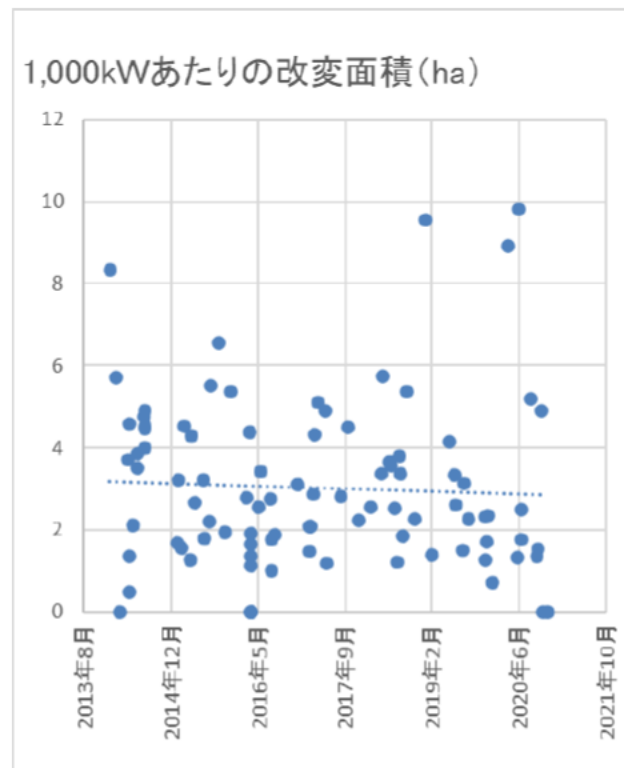
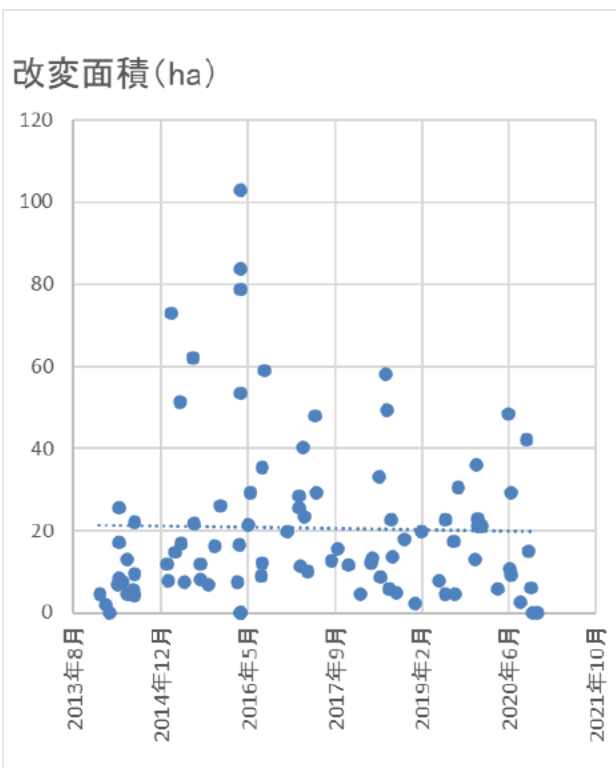
- 単機出力は大型化の傾向が顕著であるが、総出力は顕著な傾向はみられない。



※2012年10月以降に公告・縦覧された準備書92件（廃止・第2種事業を除く、洋上風力は除く）のうちデータが取得できた86件を対象に分析。

参考:環境影響評価準備書でみる改変面積の推移

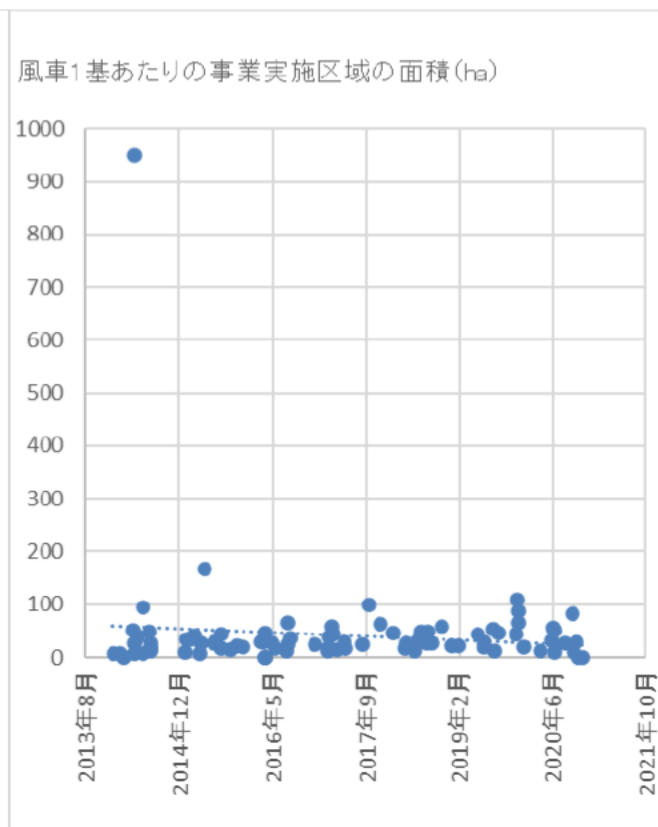
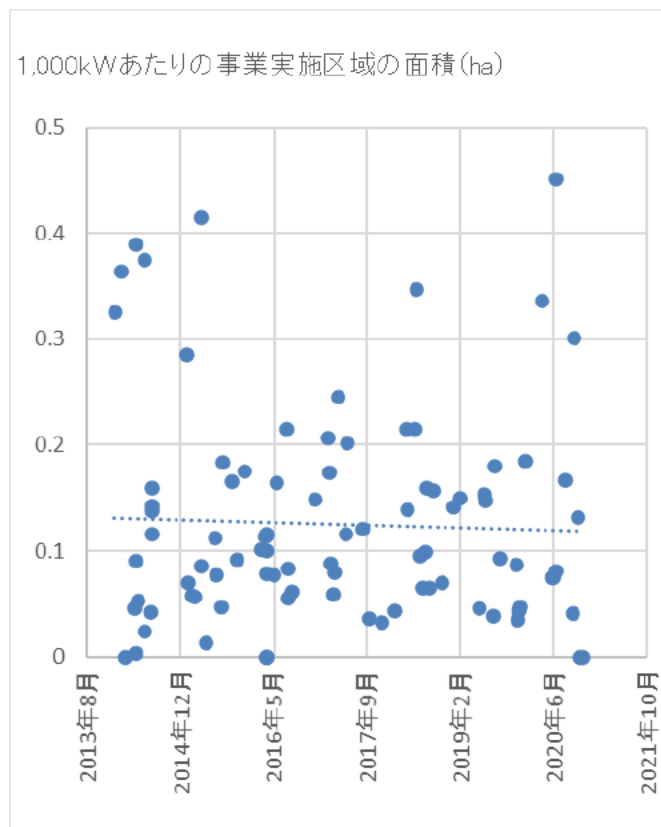
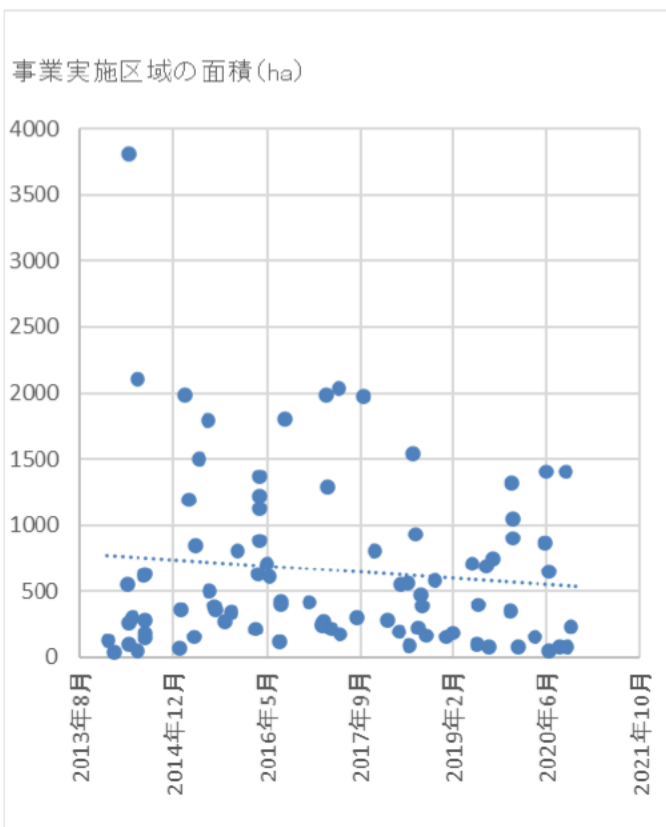
- 改変面積は、経年による顕著な増減の傾向はみられない。
- 単位kWあたり、または風車1基あたりの改変面積についても同様。



※2012年10月以降に公告・縦覧開始された準備書92件（廃止・第2種事業を除く、洋上風力は除く）のうちデータが取得できた86件を対象に分析。

参考:環境影響評価準備書でみる事業実施区域面積の推移

- 事業実施区域の面積も、経年による顕著な傾向はみられない。
- 単位kWあたり、または風車1基あたりの面積についても同様。



※2012年10月以降に公告・縦覧開始された準備書92件（廃止・第2種事業を除く、洋上風力は除く）のうちデータが取得できた86件を対象に分析。

参考：事後調査内容の分析（調査対象の報告書、評価書）

- これまでに公表された「報告書」11件のうち、公表時に内容を把握できた10件と、評価書（経過措置案件を除く）36件における事後調査計画を対象に、事後調査の対象項目等を分析した。

分析対象とした報告書一覧

番号	事業名	着工月	運転 開始日	報告書 公表日	運転開始後 報告書公表 までの日数
1	大間風力発電所建設事業	2014/10	2016/5/26	2018/10/2	859
2	（仮称）由利本荘海岸風力発電事業	2015/7	2017/1/31	2018/11/1	639
3	中九州風力発電所設置事業	2014/10	2016/9/3	2018/11/12	800
4	能代地区における風力発電事業	2014/11	2016/12/1	2019/1/25	785
	（第2回）能代地区における風力発電事業			2020/3/30	430※
5	高森高原風力発電事業	2016/4	2018/1/1	2019/4/17	471
6	印南風力発電事業	2016/4	2018/6/1	2019/10/21	507
7	横浜町雲雀平風力発電事業	2016/4	2018/2/1	2019/12/2	669
8	石狩湾新港風力発電所	2016/9	2018/1/1	2020/2/4	764
9	天北風力発電所	2016/9	2018/5/2	2020/2/18	657
10	姫神ウィンドパーク事業	2016/9	2019/4/1	2020/10/29	577

参考：事後調査報告書及び評価書における事後調査計画の分析

- 評価項目として選定された項目のうち、鳥類を含む「動物」、運転開始後の「騒音」が多く事後調査の項目となっている。一方、景観は事後調査は0件。

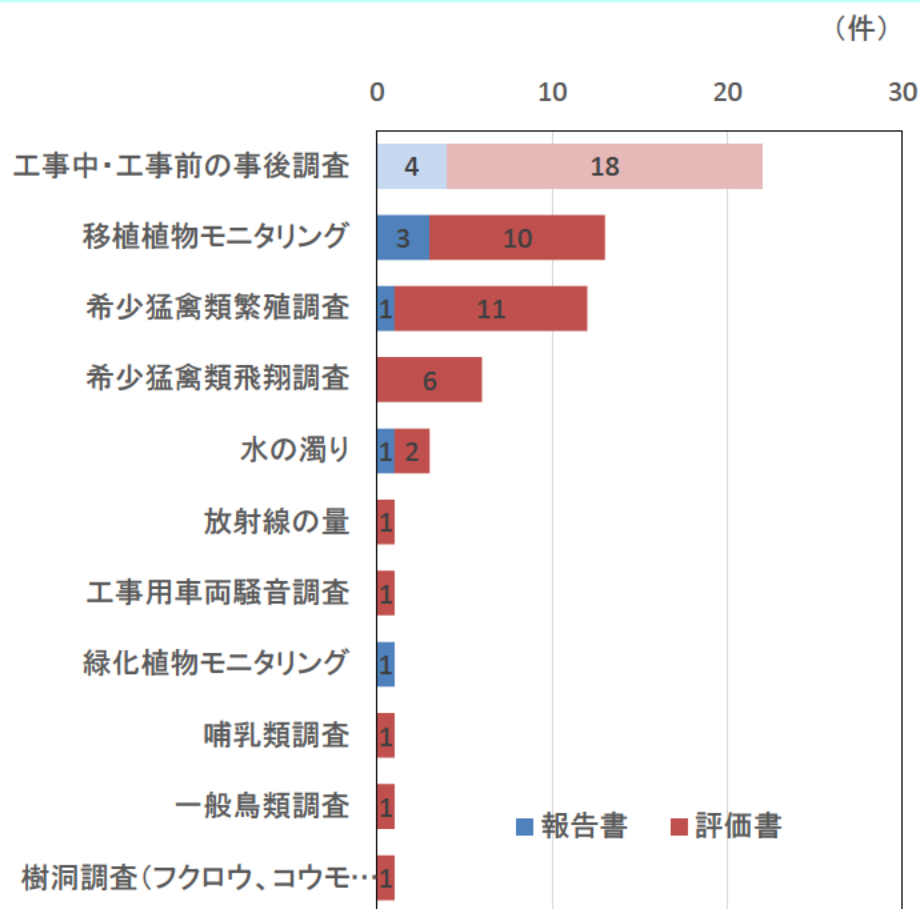
環境項目		影響評価項目		事後調査項目	
		工事中	運転開始後	工事中	運転開始後
大気環境	大気質	43		0 (-%)	
	騒音	43	46	1 (2%)	26 (57%)
	振動	42		0 (-%)	
水環境	水の濁り	41		3 (7%)	
その他の環境	地形地質	10		0 (-%)	
	風車の影		41		7 (17%)
	電波障害		23		0 (-%)
動物		46		46 (100%)	
植物		46		17 (37%)	
生態系		46		7 (15%)	
景観			46		0 (-%)
人触れ		43	37	0 (-%)	1 (3%)
廃棄物等	廃棄物等	44		0 (-%)	
	温室効果ガス	6	1	0 (-%)	0 (-%)
放射線の量		1		1 (100%)	

参考：事後調査報告書及び評価書における事後調査計画の分析

【工事中の事後調査】

- 46件中22件において工事中の事後調査を実施又は計画
- 工事中においては移植植物モニタリング調査、希少猛禽類繁殖調査が多数

工事中・工事前の調査項目		事後調査			
		件数	%	報告書	評価書
実施件数		22	100.0	4	18
移植植物モニタリング		13	59.1	3	10
希少猛禽類繁殖調査		12	54.5	1	11
希少猛禽類飛翔調査		6	27.3	0	6
水の濁り		3	13.6	1	2
その他	放射線の量	1	4.5	0	1
	工事用車両騒音調査	1	4.5	0	1
	緑化植物モニタリング	1	4.5	1	0
	哺乳類調査	1	4.5	0	1
	一般鳥類調査	1	4.5	0	1
	樹洞調査 (フクロウ、コウモリ)	1	4.5	0	1

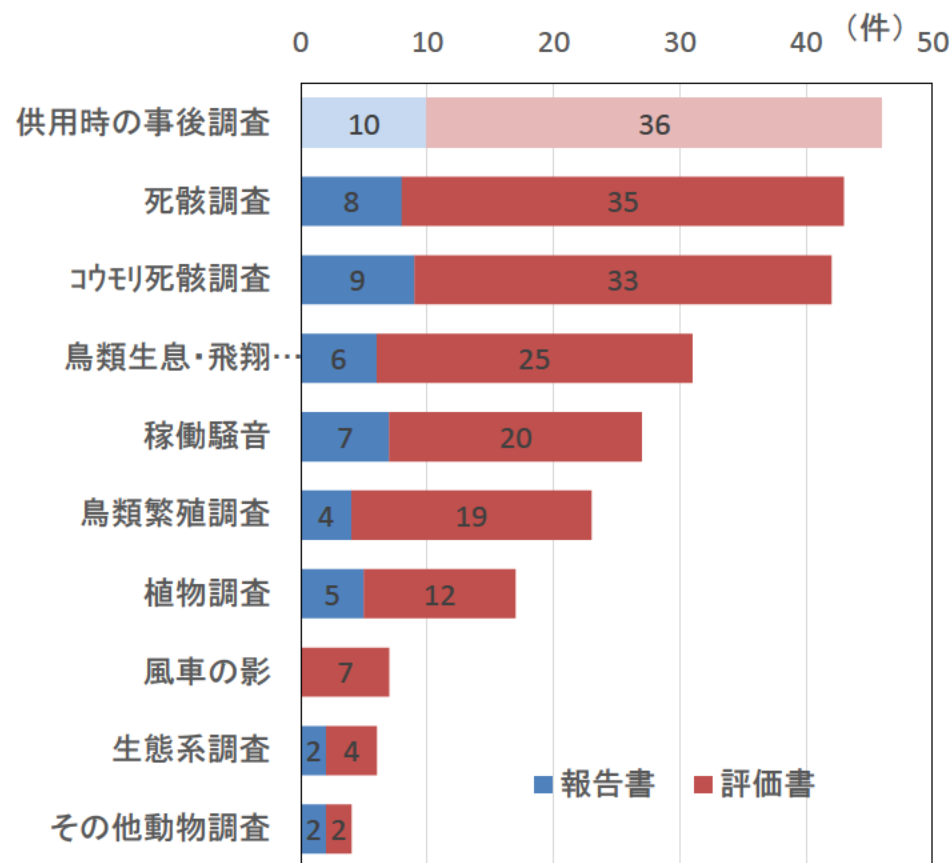


参考：事後調査報告書及び評価書における事後調査計画の分析

【運転開始後の事後調査項目】

- 46件すべてにおいて供用時の事後調査を実施又は計画
- 運転開始後においては死骸調査（鳥類、コウモリ類）、鳥類調査、騒音調査が多数

運転開始後の調査項目	事後調査			
	件数	%	報告書	評価書
実施件数	46	100.0	10	36
死骸調査	43	93.5	8	35
コウモリ死骸調査	42	91.3	9	33
鳥類生息・飛翔調査	31	67.4	6	25
稼働騒音	27	58.7	7	20
鳥類繁殖調査	23	50.0	4	19
植物調査	17	37.0	5	12
風車の影	7	15.2	0	7
生態系調査	6	13.0	2	4
その他動物調査	4	8.7	2	2



参考：事後調査報告書における影響内容（バードストライク）

- バードストライク調査が実施された9事業中8件でバードストライクが確認され、ミサゴ、ウミスズメ等の重要種もみられた。調査日1日あたりの確認鳥類死骸数は、0から0.8までばらつきがある。
- コウモリ類の死骸も9事業中6事業で確認されている。

事業	総出力	単機出力	基数	調査期間(月)	調査日数	鳥類死骸発見数	調査1日当たり鳥類死骸数	うち鳥類重要種	コウモリ死骸発見数	うちコウモリ重要種
A	19,500	2,300	9	21	104	31	0.30	オシドリ、カンムリカイツブリ、アオバト、ハリオアマツバメ、ウミスズメ2	3	ヒナコウモリ3
B	16,000	2,000	8	12	26	7	0.27	キビタキ	0	－
C	39,100	2,300	17	8	25	20	0.80	ミサゴ、ウミスズメ	0	－
C _(2回目)	39,100	2,300	17	20	39	7	0.18	－	7	ヤマコウモリ、ヒナコウモリ
D	25,300	2,300	11	6	23	4	0.17	ヤマドリ	9	ヤマコウモリ、ヒナコウモリ
E	26,000	2,000	13	12	23	0	0.00	－	0	－
F	32,200	2,300	14	12	42	18	0.43	ミサゴ	8	ヒナコウモリ3
G	6,600	3,300	2	12	51	10	0.20	ハヤブサ属	2	ヒナコウモリ属、ヤマコウモリ
H	30,000	3,000	10	7	21	2	0.10	－	0	－
I	18,000	2,000	9	12	53	2	0.04	－	3	ヒナコウモリ

※全事業で、調査員による調査が実施されている（点検員による補完調査があるものもある）

参考：風力発電所の対象事業の規模要件の検討（平成23年）

- 既に法対象となっていた火力発電等発電所設置事業については、発電所の種別ごとの環境影響を勘案し、法対象規模の水準が設定されており、風力発電所についても同様の考え方を踏まえている。
- そのため、風力発電所についても、環境影響や苦情の発生状況等から規模要件を1万kWに設定。

対象規模設定に当たって検討した事項・検討会における意見

<騒音・低周波音の影響>

- ・1基（例えば定格出力1,500kW程度）からでも健康被害の訴え等が生じている

<法対象事業のカバー率との関係>

- ・風力発電事業については、1万kW以上の発電所のカバー率が出力ベースで80%程度である一方、3万kW以上のカバー率は40%程度であった。
（法制定当時には、火力発電は97%、水力発電は84%をカバー）

<動植物・生態系への影響>

- ・希少な動植物等がパッチ状・小規模に急傾斜地に分布しているという我が国の自然特性を考慮し、**平坦な大陸の国等と比べて小さいものとすべき**
- ・火山活動の影響を受ける脆弱で厳しい環境に設置される地熱発電と類似した状況にあることから、**地熱発電の規模水準（1万kW）を参考とすべき**
- ・バードストライクに関しては、1,000～2,000kW程度以上からでも、希少種を含む鳥類の衝突死の発見例が相当件数見られる
- ・**土地改変面積の観点から**、火力発電の対象事業規模である15万kW（敷地面積が5ha程度となる）との対比から、この面積に概ね対応する風力発電の規模である**1万kW**を考慮すべき

参考：風力発電所の対象事業の規模要件の再検討（平成30年）

- エネルギー基本計画において、「風力発電設備の導入をより短期間で円滑に実現できるよう・・・規模要件の見直しや参考項目の絞り込みといった論点も踏まえた必要な対策の検討」する旨が記載された。



<太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会（平成30年）>

- 法に基づく環境影響評価の実施件数全体のうち約8割を風力発電事業が占めており、他の法対象事業に比べて突出している中で、風力発電を将来的に大型電源として活用できるよう、地域との共生を図りつつ、風力発電の導入をより短期間で円滑に実施するため、規模要件見直しの検討の必要性はあるとして、検討を進めてきた。
- しかし、現時点では規模要件を見直すに足りる根拠となるデータが不足していることから、以下のようなデータの収集及び分析を国と事業者が連携・協力して行い、引き続き議論を継続すべきである。
 - ① 法に基づき環境影響評価手続を実施した案件について、**稼働後にどのような環境影響が生じているかの事後調査結果**。（環境影響評価時点の環境の状況と比較することにより、稼働による影響の分析を行うことが可能。）
 - ② 環境影響評価手続を経ることによる**紛争発生状況の変化**。
- 規模要件の緩和により事業者への過度の負担を軽減しつつ、立地の状況から環境影響が大きいと考えられる事業については引き続き必要な環境影響評価を行えるようにすることを念頭に、第一種事業の規模要件の見直しの検討と併せて、第二種事業の範囲拡大によるスクリーニング制度の活用について、スクリーニング制度の見直しも含めて検討を進めるべきである。

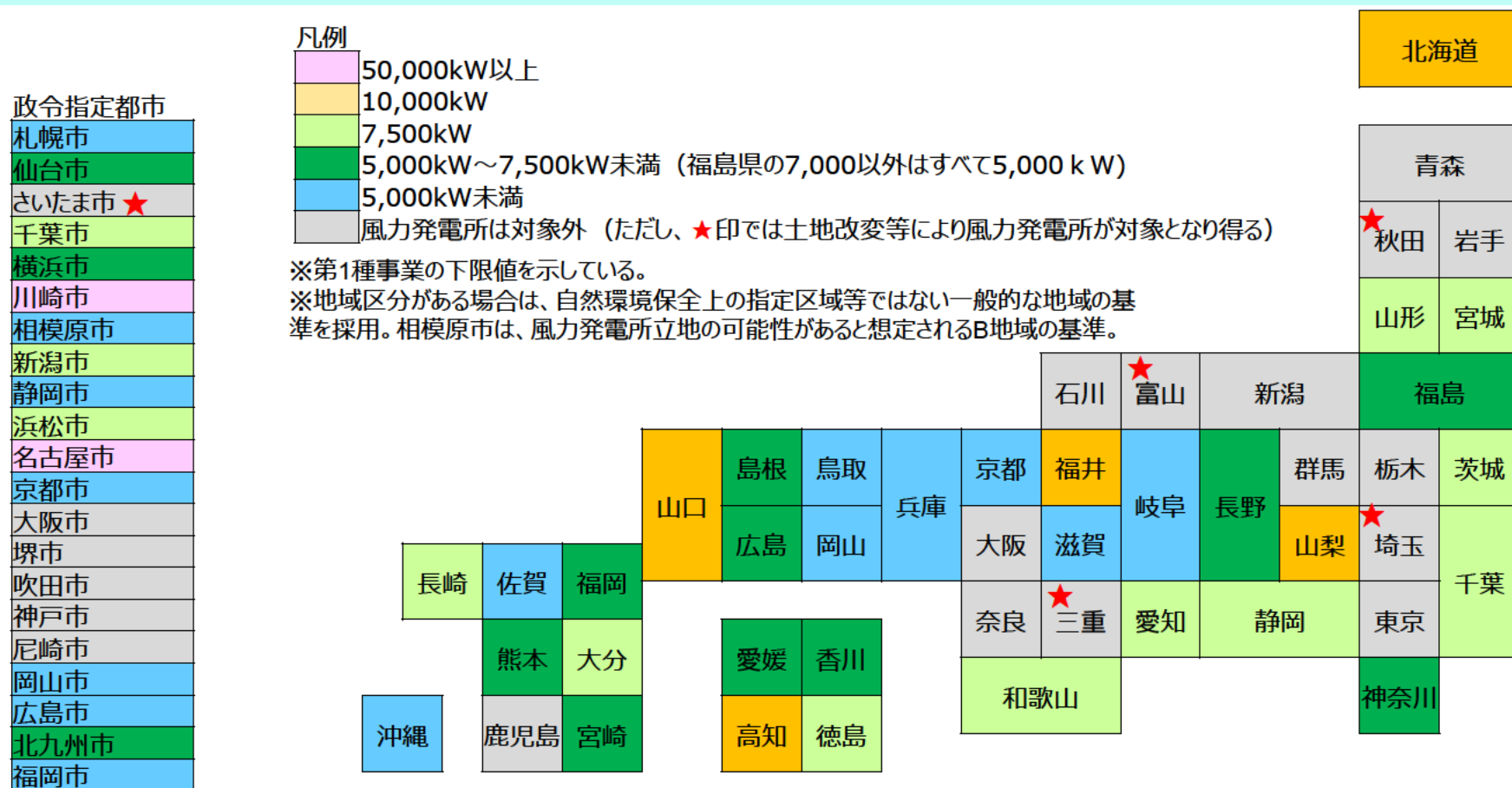
地方公共団体における環境影響評価制度との関係をどのように考えるか。

①法と条例が一体となってより環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきた我が国の環境影響評価制度の経緯を踏まえ、地域の実情を踏まえた 条例による環境影響評価制度の存在を念頭においた上で、法対象とする規模要件の設定や施行に係る留意点を整理すべきではないか。

- 規模要件緩和の場合、法対象より小さい事業を条例に委ねるとなると、条例で風力を対象にしていない自治体に風力が集中することを懸念。
- 地方分権の原則があるので、条例改正を含めてどのように対応すべきかを自治体が検討する為の移行期間が必要。
- 条例改正が自治体任せになることを懸念。国としての考え方を示していく必要があるのではないか。
- 条例に委ねることは事業者負担の軽減となるか、再生可能エネルギーの導入促進の観点からの検討が必要。

参考：環境影響評価条例における風力発電所の規模要件

- 環境影響評価条例において風力発電所が対象となっている自治体は、47都道府県のうち33府県、および21政令市のうち15政令市。また、土地の改変等の条件で対象となりうる自治体は、4県および1政令市。
- 風力発電所を対象事業としている条例の第1種事業の規模要件は、7,500kWが13（都道府県10、政令市3）と最も多く、次いで5,000kWが多い（都道府県9、政令市3）。



- 一方、第一種事業の規模要件の上限を設定しているものが2県1市あり。

法アセスの規模引き上げ時に、アセスの空白規模は生じない
(現行条例にてアセス対象規模の上限なし)

法アセスの規模引き上げ時に、アセスの空白規模が生じる可能性
(現行条例にてアセス対象規模の上限あり)

風力はアセス対象外

※川崎市は10万kW以上(第一種)、名古屋市は5万kW以上

札幌市
仙台市
さいたま市
千葉市
横浜市
川崎市※
相模原市
新潟市
静岡市
浜松市
名古屋市※
京都市
大阪市
堺市
吹田市
神戸市
尼崎市
岡山市
広島市
北九州市
福岡市

青森

岩手

宮城

木 茨

城

富山

新潟

島根

鳥取

100

京都

福井

101

馬群

析本

茨城

佐賀

福甬

広島

圖山

100

大阪

滋賀

100

山梨

埼玉

大分

愛媛

香川

和歌山

神奈川

鹿兒島

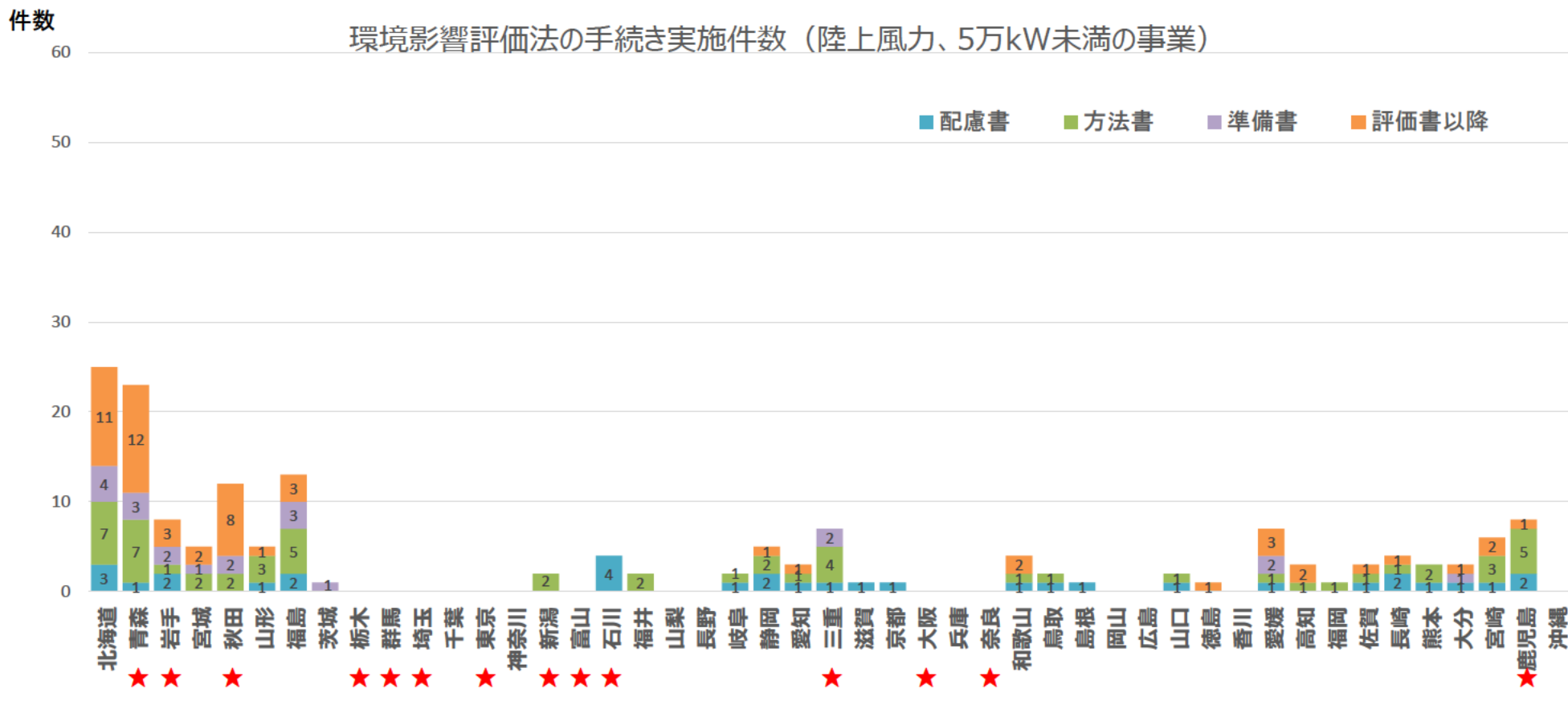
宮崎

高知

徳島

参考:環境影響評価法による風力発電所の手続き実施状況（都道府県別）

- 5万kW未満の事業では、評価書手続きまで完了したものが56件、現在手続き実施中のものが111件となっている。



※複数県にまたがる事業は、それぞれでカウントした
 ※2021年1月26日現在の公開データに基づく
 ★は条例で風力発電所を対象としていない都道府県

地方公共団体における環境影響評価制度との関係をどのように考えるか。

②地方自治の尊重の観点为基础として、条例による環境影響評価手続と法による環境影響評価手続について、適正な環境配慮の確保や地域の住民等に対するコミュニケーションプロセスの観点から、制度面、運用面における同じ点、違う点はどのような事項か。

- 条例は各地方公共団体がそれぞれの考え方で定めているので、どう法と整合できるかという問題がある。

③法と条例の環境影響評価手続の役割分担の中で、条例による環境影響評価手続がより効果的・効率的に実施されることを支援するための国の役割は何か。

- 渡り鳥や希少猛禽類、国立公園への配慮など各地域での判断が難しいものについて、国や広域での連携が重要。

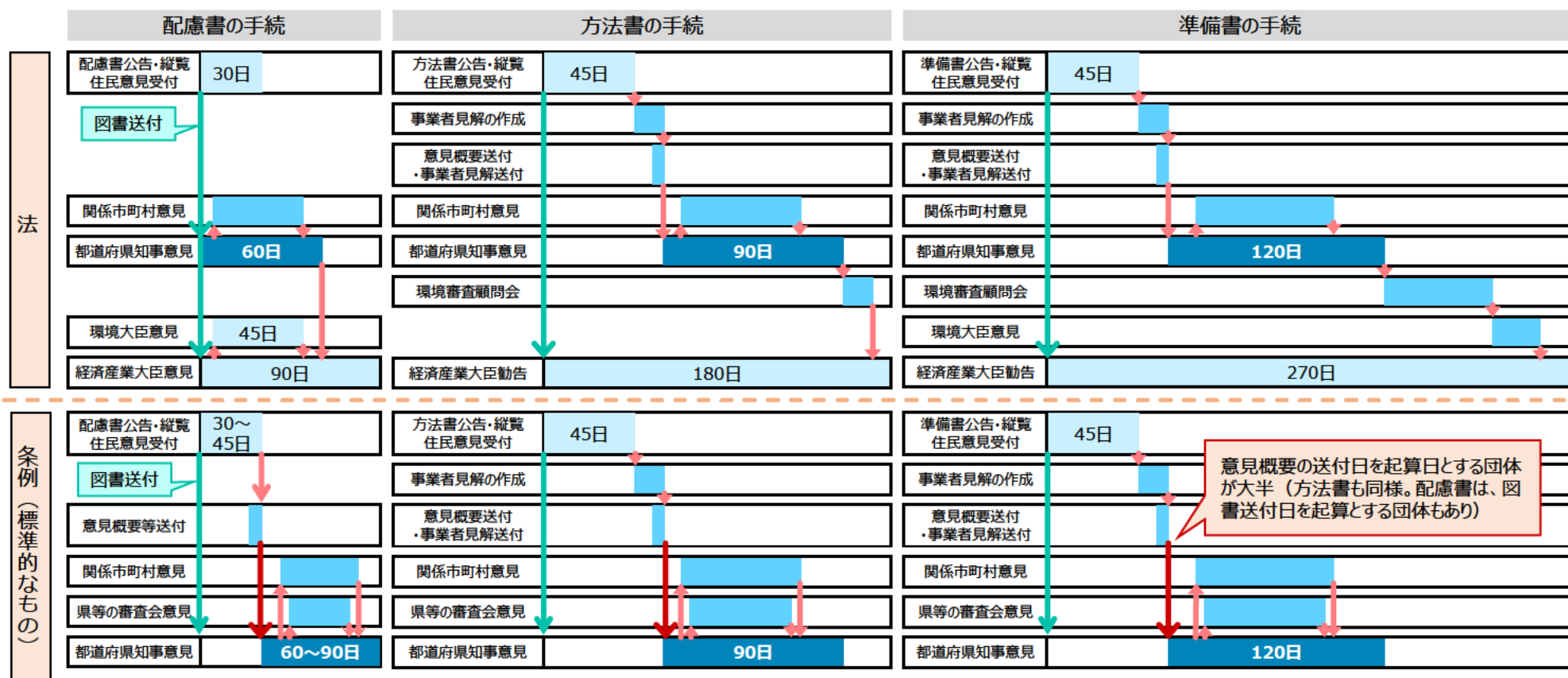
参考：環境影響評価条例の内容に関する調査

- 地方公共団体の環境影響評価条例を対象に、各種規定や標準的な審査回数等について調査を行った※R2年1月25日現在

調査内容	調査結果
① 隣接する都道府県知事との協議規定	ほぼすべての条例に規定あり。 (44/47都道府県)
② 環境大臣等に意見を聴く規定	確認されなかった。
③ 条例を遵守しない事業者への勧告などに関する規定	すべての都道府県で、勧告・公表の規定あり、罰則については規定なし。
④ 法対象事業と条例対象事業の審査期間の比較 (期間、審査日数、審査会開催回数)	ほとんどの都道府県、政令市において、法対象事業と条例対象事業の審査の期間、審査日数、審査会開催回数に差はない。

参考：法対象事業と条例対象事業の審査期間の比較

- 条例対象事業における標準的な審査期間は、知事等の意見発出までの期間でみると、法対象事業と比べて大きく変わらない。
- ほとんどが、方法書・準備書の審査期間は、法対象事業の知事意見形成のための審査期間（90日、120日）と概ね同じ
- 配慮書（手続きなしの**地方公共団体**もあり）については、法より長い期間を設定している場合もある。

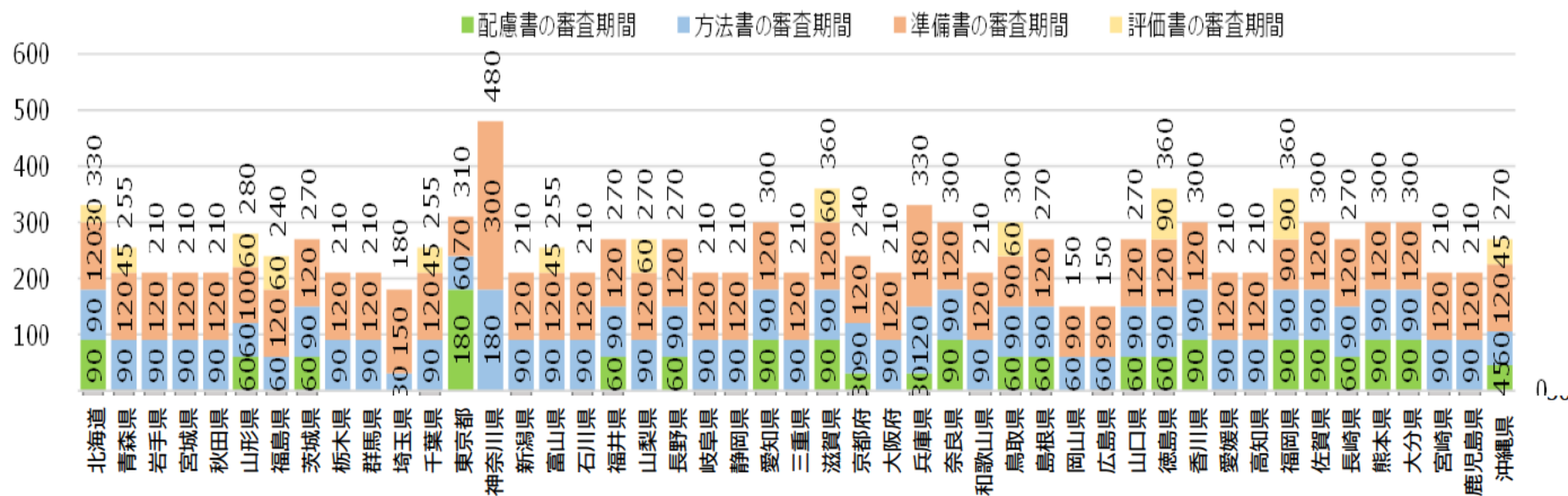


※「標準的」とは、全都道府県のなかで最も多く規定される日数（配慮書：60又は90日（9団体）、方法書…90日（38団体）、準備書…120（38団体）
 なお、配慮書手続きをもつのは47都道府県のうち22

参考：各都道府県における審査期間の規定

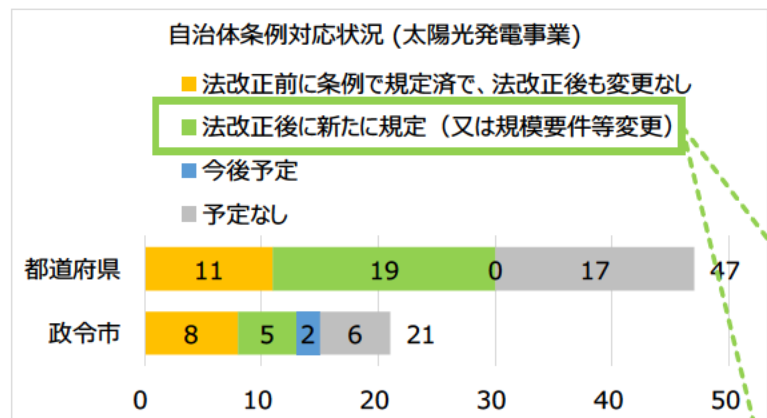
- 多くの都道府県で、法対象事業と同様の標準的※な日数（方法書90日、準備書120日）が規定
 ※「標準的」とは、全都道府県のなかで最も多く規定される日数（配慮書：60又は90日（9団体）、方法書…90日（38団体）、準備書…120（38団体）
- 配慮書手続は規定していない都道府県もある（東北5県、石川県、宮崎・鹿児島）

環境影響評価条例に規定されている審査期間



参考：法改正から条例改正までに要する期間（太陽光発電事業での例）

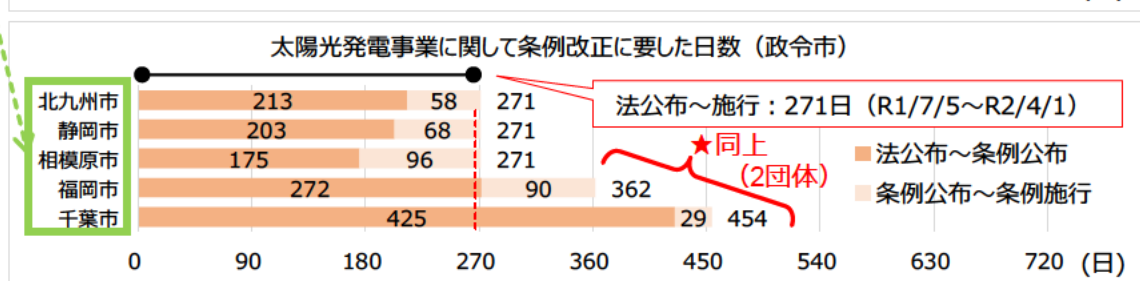
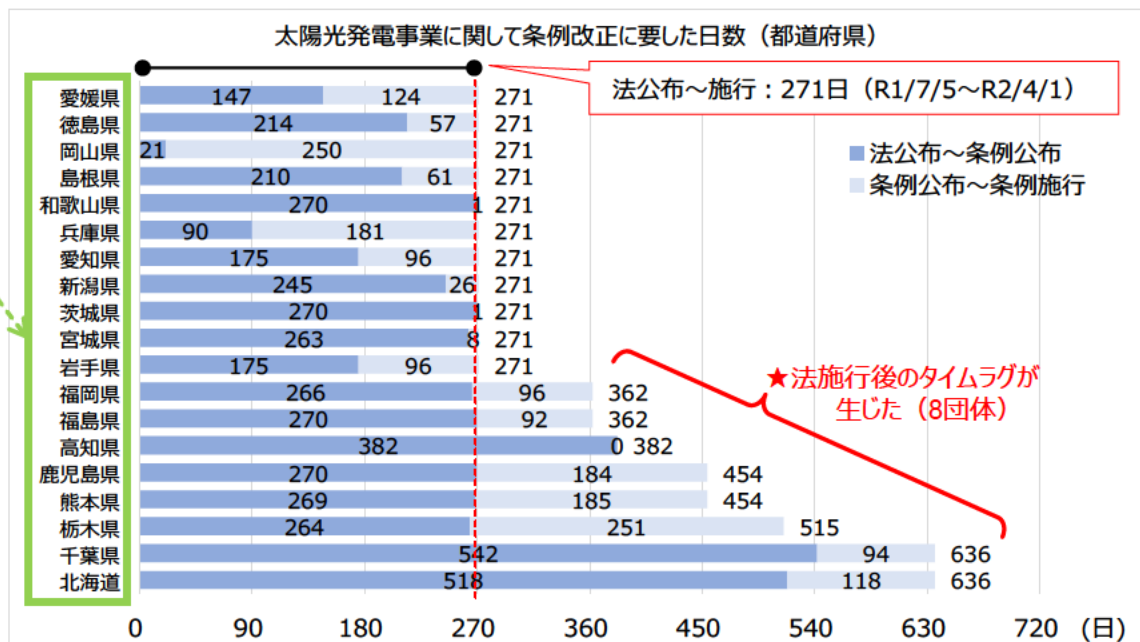
- 太陽光発電事業の法改正（R1/7/5公布）では、施行（R2/4/1）までに約270日の猶予期間を設定
- 法改正後に、条例改正に着手したのは24自治体（都道府県19、政令市5）であり、うち9自治体（都道府県8、政令市2）で、条例施行日が法施行日（R2/4/1）以降（タイムラグが生じた）
- 条例施行までに最も時間を要した自治体で約630日（約21か月）



出典：自治体へのアンケート（環境省実施：R●年●月～●月）
 ※「規定」は、「電気工作物」や「工場事業場用地の造成」等に該当するものとして規定されている場合も含む

参考：■（法改正前に規定済で法改正後も変更なし）の該当自治体

都道府県	青森県、山形県、埼玉県、長野県、静岡県、京都府、鳥取県、山口県、香川県、大分県、宮崎県、
政令市	仙台市、川崎市、浜松市、名古屋市、京都市、神戸市、岡山市、広島市



風力発電に係る適正な環境配慮の確保や、地域住民等とのコミュニケーションを円滑に実施するためのプロセスとして、我が国の環境影響評価制度（法及び条例）について、風力発電の最大限の導入をスピーディに進めるために喫緊に取り組むべき事項は何か。

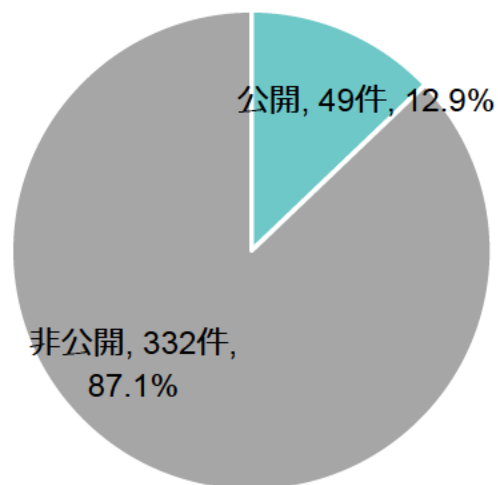
1) 現行の環境影響評価制度の運用に関するもの

- 環境影響評価図書の継続的な公表とその活用
- 事後調査の充実、公表及び活用
 - ・ 景観等項目の充実、バードストライク調査等調査手法の充実
 - ・ 事業者による全面的な公開、事後調査データの活用による精度確保と迅速化の両立
- 現行制度の中でできるアセスの簡略化
 - ・ EADAS（環境アセスメントデータベース）や
センシティブティマップの活用による事前配慮の徹底
 - ・ 現行制度におけるスコーピング機能（方法書手続き）の活用（簡略化、重点化）
- 環境省による調査等の充実（風力発電所の影響等に関する調査の実施等）

環境影響評価図書の公開の状況（風力発電所）（1）

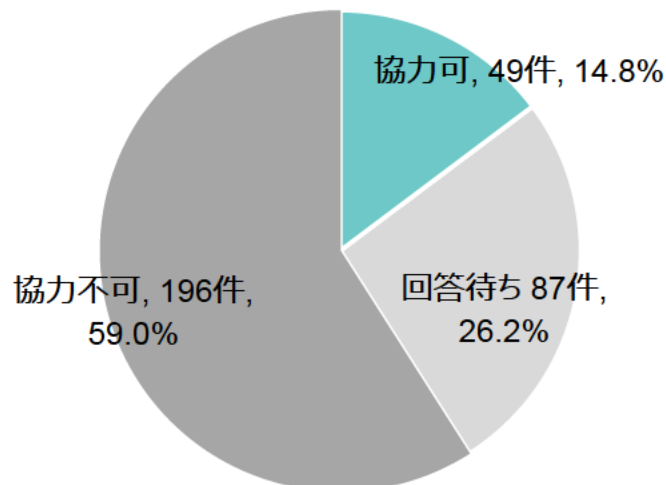
- 環境省では、平成30年4月より、事業者の協力を得て環境影響評価図書の公開を行っている。
- 現時点で、全事業数に占める公開の割合は12.9%（49件）。
- 協力依頼を行った事業数のうち、協力可は14.8%、協力不可は6割近くを占めた。

風力発電所の環境影響評価図書の公開状況



※N=381（2021.1.26時点の法対象事業数
ただし廃止・2種事業・分割を除く）

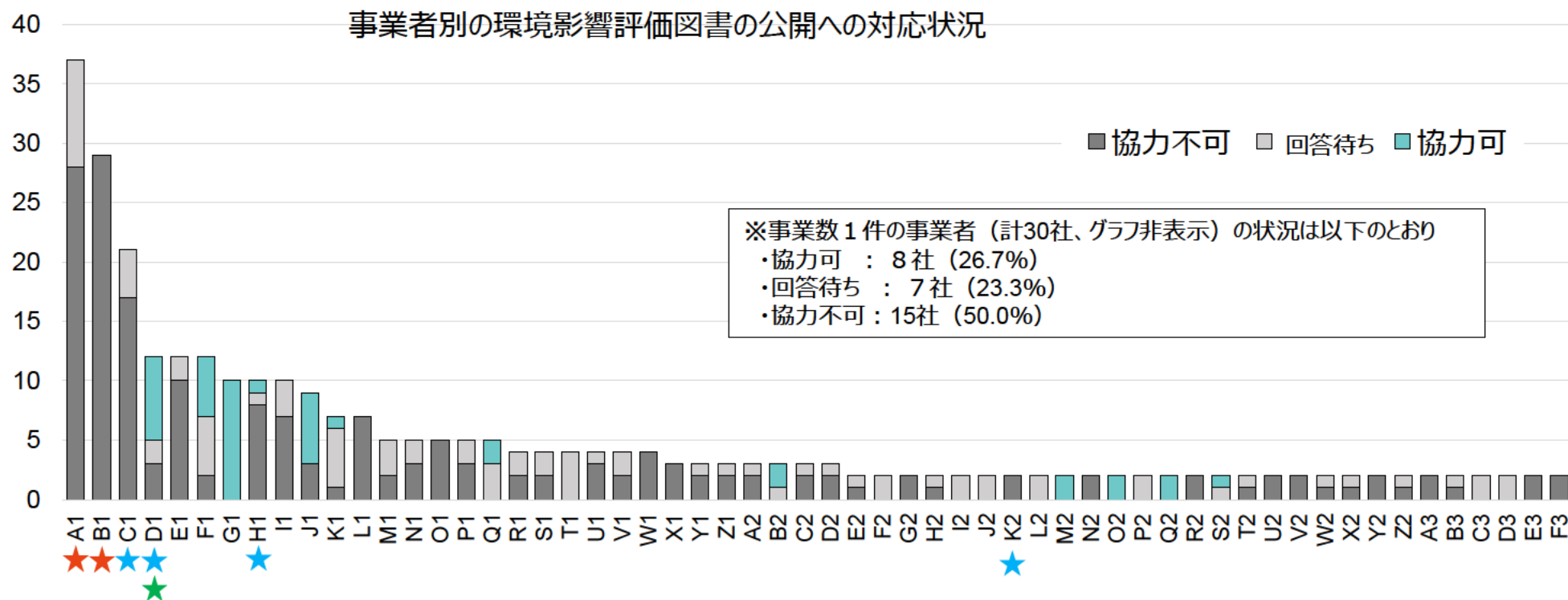
環境影響評価図書の公開依頼に対する回答状況



※N=332（2021.1.20時点の公開協力依頼事業数）

環境影響評価図書の公開の状況（風力発電所）（２）事業者別

- 環境影響評価図書の公開について、協力を依頼した事業者（88社）のうち、依頼に応じたのは20社（22.7%）。
- 特に、事業数の上位3社から協力が得られていない。



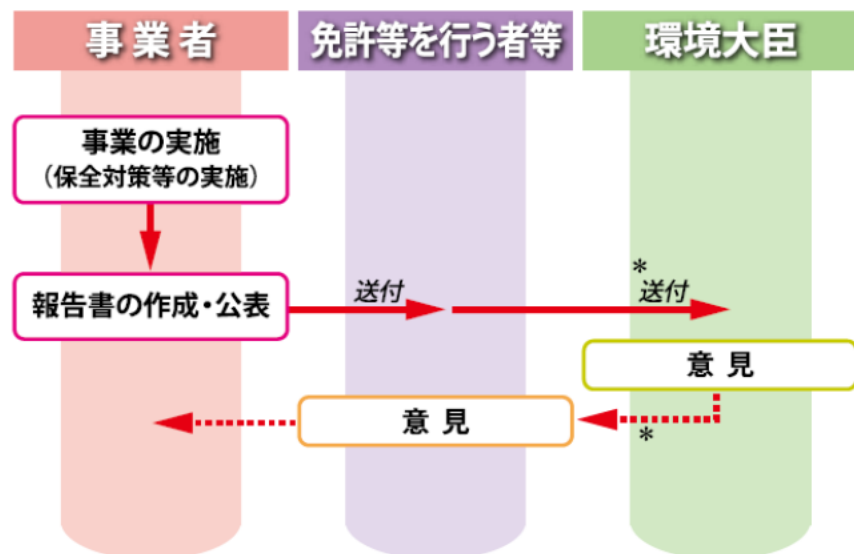
- ★ 依頼の結果、「今後も全図書非公開の方針」との回答のため、以降の依頼を行っていない案件（B1社:2件, C1社:5件）についてはグラフの依頼数に含まれていない
- ★ 図書の公開は限定的（図書館でのみ可、WEBは不可）とした事業者
- ★ 「評価書までは非公開の方針」と回答した事業者

環境影響評価法における事後調査報告書

【事後調査に関連する定義等】

- 「事後調査」：選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合、効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合、工事中又は供用後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合等において、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査
- 「報告書手続き」：事後調査の結果を図書にとりまとめ、免許等を行う者等へ送付し、公表
- 「環境監視」：事業者が他の法令等に基づき、あるいは必要に応じて実施する環境の状況等を把握するための調査・測定等の取組で、事後調査の要件に該当しない（不確実性がない）もの
→ アセス法上は公表の規定はなく、地元との協定等に基づき公表される場合がある

報告書の手続



*免許などを行う者が都道府県等である場合は除く。

「報告書手続き」に係る特例

- 港湾計画の場合：
報告書手続きは行われしない
- 発電所の場合：
報告書手続きは報告書の公表のみ

風力発電に係る適正な環境配慮の確保や、地域住民等とのコミュニケーションを円滑に実施するためのプロセスとして、我が国の環境影響評価制度（法及び条例）について、風力発電の最大限の導入をスピーディに進めるために喫緊に取り組むべき事項は何か。

2) 現行の環境影響評価制度に関するもの

- ゾーニングの制度化、活用
 - ・ 地域が主体となり、立地促進エリア、自然保護重視エリア等を設定することが重要
 - ・ 促進地域への立地のインセンティブ（環境影響評価手続きの簡略化等）が重要
 - ・ 温暖化対策推進法改正の中での実現に期待。環境配慮への環境省関与が重要
- スクリーニングの拡大、活用
 - ・ 第二種事業の幅の拡大には法改正が必要なことは理解。継続した検討が必要
 - ・ スクリーニングにも環境省や住民の関与が必要
 - ・ スクリーニングで環境影響評価が不要となっても、環境配慮は必要
- 簡易アセス、小規模アセス、自主アセス
 - ・ 自主アセスでは不十分
 - ・ 条例での対応を基本としても、中長期的には国が制度として位置付けるべき
- その他制度上の改善
 - ・ 鳥類への対応は、順応的管理も重要だが、個別法での対応も検討が必要

参考：地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律案

「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



長期的な方向性を法律に位置付け
脱炭素に向けた取組・投資を促進

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や
「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け

- 地球温暖化対策に関する政策の方向性が、法律上に明記されることで、国の政策の継続性・予見可能性が高まるとともに、国民、地方公共団体、事業者などは、より確信を持って、地球温暖化対策の取組やイノベーションを加速できるようになります。
- 関係者を規定する条文の先頭に「国民」を位置づけるという前例のない規定とし、カーボンニュートラルの実現には、国民の理解や協力が大前提であることを明示します。



地方創生につながる再エネ導入を促進

地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業を
市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進

- 地域の脱炭素化を目指す市町村から、環境の保全や地域の発展に資すると認定された再エネ活用事業に対しては、関係する行政手続のワンストップ化などの特例を導入します。
- これにより、地域課題の解決に貢献する再エネ活用事業については、市町村の積極的な関与の下、地域内での円滑な合意形成を図りやすくなる基盤が整います。



ESG投資にもつなげる
企業の排出量情報のオープンデータ化

企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化
開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

- 政府として行政手続のデジタル化に取り組む中、本制度についてもデジタル化を進めることにより、報告する側とデータを使う側双方の利便性向上が図られます。
- 開示請求を不要とし、速やかに公表できるようにすることで、企業の排出量情報がより広く活用されやすくなるため、企業の脱炭素経営の更なる実践を促す基盤が整います。

参考：温暖化対策推進法の改正案の内容 地域の脱炭素化の促進（１）

背景及び方向性

- 地方公共団体の実行計画で定める**再エネの利用促進**等の施策について、その**実施目標**の設定までは法律上求めていない。
- また、ゼロカーボンシティを含めた地域の脱炭素化のためには、地域資源である**再エネの活用が重要**であるが、再エネ事業に対する**地域トラブル**も見られるなど、地域における**合意形成**が課題。
- これを踏まえ、**実行計画制度を拡充**し、**地域の環境保全や地域の課題解決に貢献する再エネ**を活用した**地域脱炭素化促進事業**(※)を推進する仕組みを創設し、**地域の合意形成を円滑化**しつつ、**地域の脱炭素化を促進**。
(2025年度までに都道府県の実行計画における再エネ目標策定率を、約30%(2019年度)から100%になるよう目指す。)

※ **再エネを利用した地域の脱炭素化のための施設**（以下「**地域脱炭素化促進施設**」という。）として省令で定めるものの**整備**及びその他の**地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業**であって、地域の環境保全及び地域の経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うもの(第2条第6項)。

改正案



1. 都道府県の実行計画制度の拡充

- (1) 実行計画の実効性を高めるため、**都道府県・政令市・中核市の実行計画**において、再エネ利用促進等の施策(※1)に関する事項に加え、**施策の実施に関する目標を追加**する(※2)（第21条第3項）。
- (2) **都道府県の実行計画**において、**地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮**し、省令で定めるところにより、（地域脱炭素化促進事業について市町村が定める）**促進区域の設定に関する基準を定める**ことができる(※2)（第21条第6項及び第7項）。

※2 (1)・(2)を定める場合は、地域の合意形成のプロセスとして、**住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取**（第21条第10項及び第11項）や（協議会が組織されているときは当該）**協議会における協議**が必要（第21条第12項）。

（協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。）

参考：地球温暖化対策推進法改正案の内容 地域の脱炭素化の促進（２）

2. 市町村による実行計画の策定

- (1) **市町村（指定都市等は除く。）**は、**実行計画**において、その区域の自然的社会的条件に応じて**再エネ利用促進等の施策**（※）と、**施策の実施目標を定めるよう努める**こととする（第21条第4項）。

※ 施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成

- (2) **市町村**は、(1)の場合において、協議会も活用しつつ、**地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項**として、**促進区域**（※1）、**地域の環境の保全**のための取組、**地域の経済及び社会の持続的発展**に資する取組等を**定めるよう努める**こととする（※2）（第21条第5項）。

※1 **環境保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める区域の設定に関する基準**に従い、かつ、（都道府県が定めた場合にあっては）**都道府県の促進区域の設定に関する環境配慮基準**に基づき、定めることとなる。（第21条第6項及び第7項）

※2 (1)・(2)を定める場合は、地域の合意形成のプロセスとして、**住民その他の利害関係者や関係地方公共団体の意見聴取**（第21条第10項及び第11項）や（協議会が組織されているときは当該）**協議会における協議**が必要（第21条第12項）。

（協議会は、関係する行政機関、地方公共団体、地域脱炭素化促進事業を行おうとする者等の事業者、住民等により構成。）



3. 地域脱炭素化促進事業の認定

- (1) **地域脱炭素化促進事業を行おうとする者**は、事業計画を作成し、**地方公共団体実行計画に適合すること等**について**市町村の認定を受ける**ことができる（第22条の2）。

- (2) (1)の認定を受けた認定事業者が認定事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備に関しては、**関係許可等****手続のワンストップ化**（※）や、**環境影響評価法**に基づく事業計画の立案段階における配慮書手続の省略も可能といった**特例**を受けることができる（第22条の5～第22条の11）。

※ **自然公園法**に基づく国立・国定公園内における開発行為の許可等、**温泉法**に基づく土地の掘削等の許可、**廃棄物処理法**に基づく熱回収施設の認定や処分場跡地の形質変更届出、**農地法**に基づく農地の転用の許可、**森林法**に基づく民有林等における開発行為の許可、**河川法**に基づく水利利用のために取水した流水等を利用する発電（従属発電）の登録。

※2. 及び3. の運用を適正かつ円滑に進める仕組みとして、**国の支援や関与**に関する以下の規定を設ける。

- 国及び都道府県は、**市町村に対し**、地方公共団体実行計画の策定及びその円滑かつ確実な実施に関し必要な**情報提供、助言その他の援助を行うよう努める**（第22条の12）。
- 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、**関係地方公共団体の長に対し**、必要な**資料の提出又は説明を求める**ことができる（第61条第2項）。

参考：地球温暖化対策推進法改正の内容 地域の脱炭素化の促進制度のフロー図

政府による地球温暖化対策計画の策定

- 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向、温室効果ガスの排出削減等に関する目標、施策の実施目標等

※既存の実行計画制度を拡充

+ 省令・ガイドラインでのルール整備
+ 都道府県・市町村への資料提出・説明の要求

都道府県・市町村による地方公共団体実行計画の策定

○都道府県＝事業推進の方向付け

- 都道府県全体での再エネ利用促進等の施策※の実施目標【義務】
※施策のカテゴリ：①再エネの利用促進、②事業者・住民の削減活動促進、③地域環境の整備、④循環型社会の形成
- 市町村が地域脱炭素化促進事業※の促進区域を設定する際の環境配慮の方針
※地域の再エネ資源を活用した地域の脱炭素化を促進する事業
(例：再エネを導入し、自治体内の事業所・家庭や公共交通で利用する事業)

合意形成
プロセス

住民や関係自治体
への意見
聴取

地域協議
会での
協議

許可等権
者への
協議

○市町村＝円滑な合意形成を図り、個別事業を促進

- 市町村全体での再エネ利用促進等の施策の実施目標【政令市・中核市：義務、政令市等以外：努力義務】
- 地域脱炭素化促進事業の促進区域（省令・都道府県の環境配慮の方針に従い設定）及び
地域ごとの配慮事項（環境配慮、地域貢献※）【努力義務】
※農林漁業の健全な発展に資する取組を定めた場合、農山漁村再エネ法に規定する基本計画とみなし、同法の特例も適用

事業者による事業計画の申請

市町村による事業計画の認定

認定事業に対する規制制度の特例措置

- ・ 自然公園法・温泉法・廃棄物処理法・農地法・森林法・河川法のワンストップサービス
- ・ 事業計画の立案段階における環境影響評価法の手続（配慮書）を省略

援助
(計画策
定の
促進)

参考:スクリーニングに係る御意見

- 国による法アセスの対象は50,000kW以上の案件とし、**立地特性と地域の環境特性を考慮したスクリーニングの有効活用**により、効果的な環境アセスを実施

※設備容量1,000kW以上の案件においては環境への問題が発生しないよう、JWPA策定の自主規程「JWPA環境アセスガイド Ver.2」を、全風力発電事業者に周知・励行させる（関係市町村のご協力を得て自主アセスを実施）



【JWPA環境アセスガイド Ver.2との比較表】

	アセス法対象事業	JWPA環境アセスガイドによる事業
住民への 情報提供	配慮書、方法書、準備書の各段階で一般の意見を求める	準備書縦覧中に住民説明会を開催することを義務化（方法書縦覧中は任意）
有識者意見 の聴取	- 必要に応じて事前聴取 - 都道府県知事意見・市町村意見及び環境大臣意見（方法書段階ではなし）、主務大臣意見（方法書段階では助言）	- 有識者意見の聴取を義務化 - 関係市町村からの推薦・紹介などにより有識者を選定
共有データの活用	特段の定めなし	- JWPAの事後調査共有データを利用し、個別の環境影響を有識者、住民が判断 - 上記共有データを参考にして、評価項目を選択

参考:簡易な環境影響評価手続やスクリーニング等の制度

事例	特徴	導入する場合の課題等
■ 米国EAの例	- 方法書手続（スコーピング）がないため、プロセス全体は簡素化。 - 事業特性等に応じて、環境影響評価の内容、手続期間が大きく異なる。 - 自由度が高くメリハリがある反面、事業スケジュール等の予見可能性は低い	環境影響評価の内容に関して自由度が高い制度であり、事業ごとのメリハリを安定して運用するには実績の蓄積が必要。
■ 大店立地法、廃掃法等の例	- 評価項目や手法があらかじめ定まっているため、環境影響評価の内容、期間の見通しがたてやすい。 - 大店立地法手続きには住民手続きの規定あり。 - 廃掃法手続きの場合も、多くは条例で公衆関与を規定。	立地に応じたメリハリのあるアセスは実現できない（風力発電の場合は立地特性に大きく依存するため不向きか）
■ 条例アセスの簡易な手続きの例	- 方法書、準備書段階の住民手続きを行わないことでプロセスを簡素化。 - 審査会、市町村意見照会、事後調査手続きは条例アセスと同様に実施。	行政によるチェック機能が重視されており、住民関与の手続きが不十分。
■ 小規模火力発電、太陽光発電のガイドライン	- 法及び条例の対象規模より小さい事業に対して、自主的な配慮を促すためのガイドライン。 - 手順は簡略化しつつも、地域とのコミュニケーションと適切な環境配慮を重視。 - 太陽光発電ガイドラインでは、環境影響評価になじみの薄い事業者向けにわかりやすさを重視している。	自主的な取組のため、実効性が課題。開発許可等の許認可を扱う地方公共団体や、事業者団体等と連携した普及が重要。
■ 発電所第二種事業の判定の例	資料調査や簡易な手法でスクリーニング判定でき、基準が明示されており予見性が高い。	アセスの要否の判定のための仕組みであり、公衆関与の機会はない。

参考:制度事例① 米国EA制度

- 風力発電事業のEAでは、規模によってはEISと手続き期間があまり変わらない例もある
- 風力発電事業のEAでは、EISと評価項目は同様、複数年にわたる現地調査を実施し、数百ページのアセス図書を作成している例がある

■ 風力発電事業のEAの例

➤ 手続き期間の例

手続き	案件	設置容量	手続き期間
EIS	A	220 MW	51か月
	B	400 MW	34か月
EA	C	90 MW	33か月
	D	20 kW	10か月
	E	99 MW	29か月
	F	2 MW	20か月
	G	217 MW	48か月

A～Fは、米国エネルギー省が関与した2013年から2017年に完成した風力発電所（陸上）のEIS及びEA（手続き期間は、手続きの公告から最終図書の公告までの期間を示している。）

出典：平成29年度諸外国の環境影響評価制度等調査業務報告書（平成30年3月）

Gは、2019年に手続きが完了した右記のEA図書目次例の事業で、手続き期間は現地調査の開始から最終図書の公告までの期間を示している。

※民間の風力発電事業の場合、50MWを超える事業でもEAを実施（EAを実施した案件C～GはすべてFONSIが発行されている）

➤ 風力発電事業（陸上）のEA図書の目次例

（総出力 217MWの民間事業、2019年手続き完了の事例（左表のG））

目次

- | | |
|------------------------------------|---------------------------|
| 1.0 序章（事業の目的及び必要性等） | 付属書A - 風力発電機特性 |
| 2.0 提案事業及び代替案の内容 | 付属書B - 音響調査 |
| 3.0 影響を受ける環境 | 付属書C - 草原の解析 |
| 3.1 土地利用、交通網等 | 付属書D - 野生生物報告書 |
| 3.2 地形及び地質 | 付属書E - 猛禽類の巣の調査報告書 |
| 3.3 水源 | 付属書F - 鳥類生息状況調査（1年目） |
| 3.4 大気質、気候 | 付属書G - 鳥類生息状況調査（2年目） |
| 3.5 騒音 | 付属書H - ハクトウワシの巣モニタリング |
| 3.6 生態系資源（植生、野生生物、希少種） | 付属書I - ウサギコウモリ類のコウモリ探知機調査 |
| 3.7 景観 | 付属書J - ウサギコウモリ類の生息確認調査 |
| 3.8 古生物学的資源 | 付属書K - アメリカシロヅル生息地評価 |
| 3.9 文化的資源 | 付属書L - 鳥類及びコウモリ類の保全計画 |
| 3.10 社会経済 | 付属書M - シャドーブルッカー解析 |
| 3.11 少数民族等 | 付属書N - 文化的資源に関する作成文書 |
| 3.12 健康及び安全（電磁波、風車の影等） | 付属書O - 事業による改変面積 |
| 4.0 環境影響 | 付属書P - 他の文書との整合性確認様式 |
| （3.0の項目ごとに提案事業と代替案の配慮事項、予測評価結果を記載） | 付属書Q - 説明会開催案内 |
| 5.0 累積的影響 | 付属書R - 住民意見及び当局による対応 |
| 6.0 関係諸機関（関係した連邦政府、地方政府、NGO等機関） | |
| 7.0 EA作成を担当した者一覧 | |
| 8.0 参照資料 | |

（本編約130頁、付属書約490頁、計約620頁の図書）